

第 1 7 回

総会議事録

日 時	令和6年10月11日(金) 午後1時30分
場 所	山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
欠	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鎌水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第17回総会（定例）

日 時：令和6年10月11日（金）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第17回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第65号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第66号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第67号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第68号 農用地利用集積計画について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第5条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

(4) 農地法第5条の規定による許可申請について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和6年11月13日（水）

(2) 次回の委員調査について 令和6年11月 8日（金）

7 そ の 他

8 閉 会

第 1 7 回総会議事録

(令和 6 年 1 0 月 1 . 1 日 (金) 市庁舎 1 0 階 委員会開催室)

出席委員 2 3 名

欠席委員 1 名

開 会 午後 1 時 3 0 分

事 務 局	(定足数報告) 本日は、3 番丹野菊男委員から欠席の連絡を受けております。 在任委員数 24 名中、出席委員数 23 名、欠席委員数 1 名であり、総会は成立しております。 本日の傍聴人は 1 名です。 (出席推進委員の紹介) 第 1 ブロック：岡崎良一推進委員、第 2 ブロック：齊藤稔推進委員、第 3 ブロック：野口明宏推進委員、第 4 ブロック：森谷繁美推進委員が出席しています。 議長より開会及び挨拶をお願いします。
議 長	(開会及び挨拶)
議 長	議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。 慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、6 番富田理恵子委員、7 番井上敏嗣委員にお願いし、書記に岩田係長を任命します。 議事に入ります。 議第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	59 号については申請者より取下げの申出がありましたので削除をお願いします。 案件は、55 号から 58 号及び 60 号の 5 件で、農地の所在、申請人、申請事由等は記載の通りです。 55 号は、榎沢地区、新規就農のための所有権移転です。委員調査を実施しています。 56 号は、楯山地区、隣接地の買受による所有権移転です。委員調査を実施しています。 57 号、58 号は、同一受人による案件のため一括して説明します。 57 号、58 号は、出羽地区、どちらも経営拡張のための所有権移転です。委員調査を実施しています。 60 号は、楯山地区、隣接地の買受による所有権移転で、取得後は蔬菜栽培の予定です。

議 長	以上5件につきまして、ご審議の程よろしく申し上げます。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 55号について、4番今野委員から報告をお願いします。
今 野 委 員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。譲渡人は[]で農業はできないということです。申請の経緯ですが、譲受人はこれまで譲渡人から農地の管理を頼まれ、自家用の野菜を栽培してきました。今回、所有権を移転するということです。営農計画については、春野菜・秋野菜などの自家用野菜の栽培です。譲受人は30年ほど自家用野菜を栽培してきた経験があります。農機具は管理機、草刈り機を各1台所有しています。通作距離は自宅から約620m、徒歩で3分程度です。譲受人1人で年間160日間農業に従事する見込みです。高齢であるため農業ができなくなったらどうするのかと聞いたところ、[]がいて農業をやるとのことであり、荒らすことはないと判断しました。周辺農地への影響については、支障ないと思います。経営拡大などは考えておらず、自家消費用の作物の耕作を行うということです。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に56号について、1番長澤委員から報告をお願いします。
長 澤 委 員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。昨年度に今回の申請地に隣接する農地と作業小屋として利用する宅地を購入しております。昨年度に購入した農地は、前に農地を借りていた人が、サクランボ等を栽培しており、そのパイプ等の残骸があったとのことでしたが現在はきれいになっており、トラクターにプラウを付けて耕うんしている状態でした。今回の申請地は、草はある程度生えてはいましたが荒れている状況ではありません。譲受人は[]市で[]haほどスイカ栽培をしています。通作距離が約40km、1時間20分ほどかかるということで、山形市の農地をなぜ購入するのかと聞いたのですが、譲受人の[]が後継者として頑張っており、[]のために山形市の農地を拡張して収益を上げていきたいということでした。また6人ほど臨時雇用をしており、年間を通してその方にも仕事をしてもらいたいということで農地の購入を考えたそうです。山形市の農地では、コシアブラ、里芋、ネギなどを中心に栽培し市場に出荷する予定です。今回の申請地は最上川中流土地改良区の畑地かんがい区域になっており、実際に通水管が2ヶ所ほどあり、取得後に名義変更するとのことでした。農機具等はトラクター12台、コンバイン、ドローン、軽トラックを各1台所有しており、全部ではありませんが、今回の申請地の隣にある宅地の小屋に保管しています。譲受人は高齢ですが、やる気のある方で、主に譲受人と[]の2人で年間240日ぐらい農作業に従事していくとのことでした。隣や地域の方々に迷惑が掛からないよう、防除基準に則った防除を行いながら、周辺の

議 長	農地利用に支障がないようにしていきたいということでした。土地の購入価格は 〇〇 円です。通うのは大変ですが、夏はスイカを中心に 〇〇 市で作付けを行い、秋口から春までは、山形市で農作物を作りたいということです。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
熊 谷 委 員	次に 57 号、58 号について、19 番熊谷委員から報告をお願いします。 申請人及び内容は議案書記載の通りです。58 号の譲渡人は高齢のため手放すとのことでした。譲受人の申請理由は経営拡張です。申請の経緯ですが、譲受人が 〇〇 市に所有する畑では、サルやイノシシなどの獣害により野菜や果樹などの栽培に苦慮しており、獣害の少ない農地を購入したいと考え、この度の申請に至ったとのことでした。申請地は現在作付けされておらず、維持管理のみされている状態です。譲受人の営農状況ですが、水稻は 〇〇 市内に約 〇 a 及び 〇 〇 市内に 〇 a 栽培しており、〇 〇 市の 〇 a の畑では大根、白菜、ジャガイモなどを栽培しています。申請地では白菜、大根、ナス、キュウリなどを栽培して自家消費する予定です。農作業の経験ですが、譲受人は 49 年間、〇〇 は 20 年間の農業経験があるということです。農機具の保有はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、カルチ、動力噴霧器、軽トラックを各 1 台所有しています。東根市の自宅からの農地までの距離は 28 km、車で 30 分です。農作業には譲受人と 〇 の 2 人で年間約 250 日従事するとのことでした。農薬使用は防除基準に従って使用するため、周辺の農地利用に支障はありません。土地の購入費用は 10 a 当たり 〇〇 円です。今後は山形市に移住して農業をやりたいとのことでした。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長 小 松 委 員	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 56 号の譲受人は、私も昨年度の申請時に委員調査を担当したのですが、前の方が残していた木材やパイプなどが相当量ありました。その時も譲受人は周りに迷惑はかけられないと話していたのですが、1 年ぐらいいきれいにできたのは大したものだと思います。前回も 〇 〇 市は雪深いため山形市で土地を求めたいという話で、〇 のためにという話もありました。〇 〇 にも話を聞いたのですが、その時は手伝いをするようになって、1 年ぐらしか経ってなくて、まだ教えてもらっているところでしたが、現在の状況はどうか教えてください。
長 澤 委 員	実際に 〇 〇 には会っていないのですが、農作業のほとんどを 2 人で一緒に行っているそうです。〇 〇 は一生懸命勉強しながら、また本人もやる気であるため、一生懸命教えているということです。

森 田 委 員	55 号及び 56 号の売買価格を教えてください。
今 野 委 員	55 号は農地を [REDACTED] 価格は [REDACTED] 円です。
長 澤 委 員	56 号は総額で [REDACTED] 円です。
議 長	他にありませんか。無いようですので出席推進委員の方々から意見をいただきたいと思います。岡崎推進委員お願いします。
岡 崎 推 進 委 員	55 号の申請地は具体的にどの辺でしょうか。
今 野 委 員	西原地区の西側の方です。須川に繋がる水路の南側です。
議 長	齊藤推進委員お願いします。
齊 藤 推 進 委 員	57 号、58 号の譲受人は高齢ですが後継者はいるのですか。
熊 谷 委 員	譲受人には [REDACTED] がいて、一緒に経営していくとのことでした。
議 長	野口推進委員お願いします。
野 口 推 進 委 員	55 号の譲受人は高齢ですが、将来どのように農業を行っていくのですか。
今 野 委 員	[REDACTED] がおり現在は [REDACTED] ですが、将来は [REDACTED] がやると言っていました。
議 長	森谷推進委員お願いします。
森 谷 推 進 委 員	57 号、58 号について、譲受人の住んでいるところは獣害がひどいという話でしたが、どの辺ですか。
熊 谷 委 員	詳細は分かりませんが、かなり山の方ということでした。
事 務 局	天童高原に近いところの場所と聞いております。イノシシとサルの被害がひどく、動物のために農作物を作っている感じだそうです。
議 長	ありがとうございました。 それではお諮りします。議第 65 号について許可することに異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)	
議長	全員異議なしと認められますので、議第65号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。	
事務局	議第66号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。	
事務局	内容は6号の1件で、農地の所在、申請人、申請事由等は議案書記載の通りです。 6号は、大郷地区、農業法人による農機具及び農業資材置場の設置です。当該施設の整備のため農用地区域の用途区分の変更がなされた土地で、当農業委員会でも令和6年7月に妥当である旨意見回答しているものです。委員調査を実施しています。ご審議の程よろしくをお願いします。	
議長	それでは、調査委員の報告をお願いします。6号について、4番今野委員から報告をお願いします。	
今野委員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。申請者は市内で農業を営む法人で、申請地周辺を中心に耕作を行い、申請地の隣接地には乾燥調製施設を設置しています。現在保有する農業機械や資材等は、特定の保管場所がないために、各役員の自宅の敷地内でそれぞれ保管している状態で、耕作地の拡大に伴い、それらの管理や作業効率に支障が出ている状態であり、隣接する当該農地を転用し、農機具及び資材置き場として整備することを計画しました。申請地の位置は山形市大郷コミュニティセンターから北東へ約1kmの場所に位置する農業振興地域内の農用地区域にある農地です。農振農用地であるが農業用施設用地に指定されており、当該施設についてもその用途から農業用施設であると認められ、農用地利用計画において指定された用途に供するものと判断されます。被害防除対策は汚水、生活雑排水は該当ありません。雨水は地下浸透です。造成は盛土を行いますが、隣接地の高さに合わせ、新たな段差は発生しないように盛土を行うとのことで、隣接地への排水や土砂等の流出はないと判断しています。土地改良事業の施行地ではありますが、最上川中流土地改良区からの意見書により同意を確認しています。土地の造成費は〇〇円を見込んでおり、資金は〇〇です。今耕作している田んぼは、110町歩ですがもっと増やしていきたいということでした。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。	
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。	
森田委員	造成費が〇〇円ということでしたが、野ざらしで置くのですか。	

今 野 委 員	盛土をして従業員の駐車場を整備し、パレットを敷いてその上に資材を置くということです。機械も置きたいとのことで、将来的には上屋の建築も検討していきたいと話していました。
議 長	他にありませんか。無いようですのでお諮りします。議第 66 号について、許可することに異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第 66 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。 議第 67 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程します。なお、議案中、17 番鍵水委員に関する案件がありますので、対象案件については、農業委員会法第 31 条の規定により、議事への参与を控えていただきます。それでは、事務局の説明を求めます。
事 務 局	始めに議案書の訂正をお願いします。30 号の申請事由について、農家分家住宅との記載がありますが、一般住宅に訂正をお願いします。 次に、32 号の転用面積について、29.4 m²との記載がありますが、17.4 m²に訂正をお願いします。 それでは説明に入ります。内容は 30 号から 40 号までの 11 件で、農地の所在、申請人、申請事由等は記載の通りです。 30 号は、出羽地区、使用貸借による権利設定で、一般住宅の建築です。転用を目的として農用地区域からの除外がなされた土地で、当農業委員会でも事前に意見聴取がなされ、除外について妥当である旨を意見回答しています。 31 号は、村木沢地区、使用貸借権の設定で一般住宅の建築です。 32 号は、金井地区、使用貸借による権利設定で、営農型太陽光発電設備の設置のための一時転用です。一時転用期間の満了に伴い、改めて 3 年以内の一時転用の更新の申請があったものです。委員調査を実施しています。営農型太陽光発電に係る農地転用については、令和 6 年度よりガイドラインが作成され、下部農地の面積が 3,000 m²以上の場合は、県農業会議に意見を聴くことが適当であるとされたため、県農業会議への諮問を予定しています 33 号は、楯山地区、所有権移転で、中古車販売用の駐車場の設置です。委員調査を実施しています。 34 号は、蔵王地区、所有権移転で、特定建築条件付き売買予定地による宅地分譲です。 35 号は、滝山地区、所有権移転で、隣接地に建設発生土改良センターのストックヤードを整備するものです。こちらは農用地区域からの除外がなされた土地で、当農業委員会でも除外について妥当である旨意見回答しているものです。転用面積が 3,000 m²以上のため、県農業

	会議への諮問を予定しています。こちらは委員調査を実施しています。 36号は、出羽地区、所有権移転で、敷地拡張による駐車場の整備です。こちらも農用地区域からの除外がなされた土地で、当農業委員会でも除外について妥当である旨意見回答しているものです。委員調査を実施しています。 37号は、楯山地区、使用貸借による権利設定と所有権の移転で、一般住宅の建築です。 38号から40号については同一借人による申請のため併せて説明します。38号は、高瀬地区、使用貸借による権利設定で、営農型太陽光発電設備の設置のための一時転用です。39号は、蔵王地区、使用貸借による権利設定で、営農型太陽光発電設備の設置のための一時転用です。40号は、蔵王地区、使用貸借による権利設定で、営農型太陽光発電設備の設置のための一時転用です。いずれも、令和3年に許可を受けた一時転用の期間が満了に伴い、一時転用の再申請になります。3件とも委員調査を実施しています。 以上の11件につきまして、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 32号について 4番今野委員から報告をお願いします。
今 野 委 員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。引き続き発電事業を行っていきたいという申請です。申請地は市立金井中学校から北西へ約1,500mの場所に位置する農地で、農業振興地域整備計画において農用地区域の農用地に指定されている土地です。当該事業は営農型発電設備のための利用で3年間の一時転用の更新になります。被害防除対策については汚水、生活雑排水は該当なし、雨水は地下浸透であることから隣接地への排水、土砂等の流出はないと判断しました。申請地では現在ソバを栽培しており、収量は令和4年度は平均単収の8割を満たせなかったということですが、令和5年度は、単収が92%であったとのこと。理由は刈り遅れや豪雨で種子が発芽しなかったということが主な理由です。今年度については9月20日から22日までの豪雨の影響で減収になると思います。しかし、草はさほど生えておらずきれいであり、ソバだけが倒れている状態で、管理はされています。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に33号について、1番長澤委員から報告をお願いします。
長 澤 委 員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。譲受人は現在、自宅の駐車場で[]を個人で営んでおりますが、いずれは法人化して経営の拡大を考えていたそうです。駐車場では[]しています。今後事業を拡大するには手狭であり、隣接地を求めたく今回の申請に至りました。申請地は楯山コミュニティセンターから南へ150mの所に位置する農地で、JR楯山駅から500m以内の区域内にあることから、第2種農地と判断しまし

	た。被害防除対策は汚水、生活雑排水は該当なし、雨水は地下浸透です。造成は盛土を行います、南側の法面部分は安定勾配を確保するということであり、隣接地への排水や土砂等の流出のリスクはないと判断しました。開発許可は不要です。土地改良区は地区外です。土地の取得費は 〇〇〇 円です。当該施設は集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、他に代替する土地もないためやむを得ないものと認められます。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に 35 号について、4 番今野委員から報告をお願いします。
今 野 委 員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。譲受人は市内で土木工事や建設業を営む法人です。令和 5 年度に申請地の隣接地において公共工事等で発生する建設発生土の再利用のための建設発生土改良センターを設置し、稼働しています。今後、発生土の搬入量の増大が予想されますが、現在の敷地内のストックヤードの許容量が不足すること、また、事業が不定期であることから、一定量の改良土をストックしておく必要があるため、隣接する山林と併せて当該農地を利用し、建設発生土や改良土のストックヤードを整備するものです。申請地は東北芸術工科大学から東へ 1,650m の場所に位置する中山間地の農地です。土地改良事業の対象となっていない農地であることから第 2 種農地と判断しています。第 2 種農地ではあるものの既存地に隣接した土地であり、作業効率等を考慮すると、周辺で他に代替できる土地はないため、やむを得ないものと認められます。被害防除対策は汚水、生活雑排水は該当ありません。雨水は地下浸透で、集水桝を設置し処理することです。集水桝は 8 ヶ所設ける計画です。造成は盛土や切土を行い、発生する法面は安定勾配を確保することです。宅地造成及び特定盛土規制法は現在のところ許可不要であるとのことですが、まちづくり政策課から確認を得ているとのことで、隣接地への排水、土砂等の流出はないと判断しました。開発許可は不要です。土壤汚染対策法は市環境課へ届出をしています。土地の取得費は 〇〇〇 円、1 m² 当たり 〇〇 円です。造成費は 〇〇〇 円、資金は 〇〇〇 円です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に 36 号について、19 番熊谷委員から報告をお願いします。
熊 谷 委 員	申請人及び内容は議案書記載の通りです。譲受人は申請地の隣接地に工場を構え、鋳物製造業を営む法人であり、業務の拡大に伴い従業員の増員を図る必要がありますが、従業員の駐車場を既存敷地内に確保できず、また現在の工場は商品搬出のための出入口が狭く、大型トラックの待機場所が十分取れない状況にありました。そのため、敷地を拡張し既存敷地内でのトラックの待機場所の確保と従業員の駐車場の整備を計画したところ、地権者の了承を得たことから申請に至りました。申請地は J R 漆山駅から北東へ約 360m の場所に位置する農地で

	あり、駅の周辺から 500m 以内の区域内に位置する農地であることから第 2 種農地と判断しています。当該事業は既存地と一体の利用計画で、第 2 種農地であるものの作業効率等を考慮すると周辺に他に代替する土地もないことから、やむを得ないものと認められます。被害防除対策は汚水、生活雑排水は該当なし、雨水は敷地内に設置する側溝に集約し、地下浸透させます。造成は盛土を行い、隣接地と高低差が生じる部分には L 型擁壁を新設する予定です。開発許可は不要で、道路法の許可も不要です。最上川中流土地改良区からの意見書にて同意を確認しています。土地の取得費は 〇 円。1 m² 当たり 〇 円で坪当たり 〇 円です。土地の造成費は 〇 円、擁壁や側溝などの工作物に要する費用は 〇 円です。資金は 〇 です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長 長 澤 委 員	次に 38 号、39 号について、1 番長澤委員から一括して報告をお願いします。 申請人及び内容は議案書記載の通りです。営農型発電設備の継続のための一時転用です。借人は平成 15 年から発電事業の業務を行っている法人です。当該農地では、平成 27 年より農地法第 5 条の一時転用の許可を得ており、太陽光パネルの下では主に蔵王かぼちゃを栽培しながら発電事業を行っています。一時転用の期限を迎えますが、継続して発電事業を実施したいことから、一時転用の再申請に至りました。38 号は高瀬コミュニティセンターから南へ 600m の所に位置する農地です。38 号の営農状況ですが、令和 3 年度までは平均単収の 8 割を満たしていましたが、令和 4、5 年に関しては 8 割を満たせなかったことから、営農状態の現場確認をしました。満たせなかった主な原因は、施肥から定植までの期間が短かったことと、高温によるものと聞いています。39 号の申請地は、蔵王コミュニティセンターから南東へ約 700 m に位置する農地です。38 号、39 号どちらも農業振興地域整備計画において、農用地域域内にある農用地に指定されている土地です。今回の事業は営農型発電の一時的な利用のための転用に該当します。被害防除対策は汚水、生活雑排水は該当ありません。雨水は地下浸透です。隣接地への排水、土砂等の流出はないと判断しました。また、古くなったり、やめた場合に壊したり、整地するのは、すべて借人側が負担するような契約内容になっているとのことです。また 39 号は、最近サルやイノシシなども出てきたとのことで周りをフェンスで囲み、一部には電気柵なども取り入れて、被害がないようにしており、38 号も 39 号もきれいに管理していました。いろいろな自然災害が発生しているわけですが、目標を達成するよう頑張るとのことです。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。 議 長 熊 谷 委 員 次に 40 号について、19 番熊谷委員から報告をお願いします。 申請人及び内容は議案書記載の通りです。借人である法人の代表者

	は38号、39号の借人である代表者の■です。39号の隣の場所であり、営農型発電設備の更新申請です。蔵王コミュニティセンターから南東へ700mの場所に位置する農業振興地域整備計画において農用地区域内の農用地に指定された土地であり、営農型発電設備を設置し利用しています。被害防除対策は汚水、生活雑排水は該当なし、雨水は地下浸透です。隣接地への排水、土砂等の流出もなくきれいな状態が保たれていました。これまで同様に土地は■ということです。令和3年、4年は単収が8割を満たさなかったため営農状況の聴取及び現場確認を行いました。排水不良による湿害を防ぐため明渠などを設置することで対策を図ると話していました。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
小 松 委 員	38、39、40号の営農型発電設備に係る一時転用の件で、当該地域での同等作物の収量8割という要件があるのですが、次の更新の際も要件を満たせない場合はどのような判断になるのか。また、太陽光パネルの寿命で新しく更新しなければならない時も来るかと思うのですが、その時の負担はどうなるのですか。
事 務 局	撤去費用を事業者が負担できるかどうかという部分が審査の項目になっています。今回はその部分も審査しており、地主負担は発生せず、撤退するときは、地主の方に迷惑がかからないということです。8割の達成も営農の継続の項目にはなりますが、その事情や他の年の状況、改善措置等も考慮し判断することになるかと思います。
小 松 委 員	太陽光パネルそのものが古くなって、それを更新しなければならないときは、事業主が全額負担ということでしょうか。
事 務 局	撤去は事業者責任において行うものですが、更新についても同じです。聞いたところ太陽光パネルの想定される耐用年数は20年程度であり、平成25年ぐらいから事業がスタートしておりますが、まだ20年経っておらず、寿命については定かでないということでした。
議 長	他にありませんか。無いようですのでお諮りします。議第67号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第67号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第68号 農用地利用集積計画についてを上程します。

事務局	なお、議案中、11 番日下部洋一委員に関する案件がありますので、議事の参与を控えていただきます。それでは事務局の説明を求めます。 農地中間管理事業による借入れがありますので、議案は、農地中間管理機構借り入れと分けて集計しています。 はじめに、農地中間管理事業以外の分について、利用権設定については 24 号から 28 号の 5 件で、内容は記載の通りです。次に、所有権移転ですが、3 号から 6 号の 4 件です。続いて、農地中間管理事業による借入れ分ですが、このたびは、令和 6 年 7 月受付分の農地中間管理事業による利用権設定です。農地中間管理機構が借り受けと同時に貸し付けを行うもので、農地の所在、貸付人、借人等、内容は記載の通りです。農地中間管理機構の借受けが 41 件、農地中間管理機構からの貸付けが 24 件となっています。なお、山形市の農用地利用集積計画の公告日は、10 月 25 日金曜日の予定です。以上について、ご審議よろしくをお願いします。
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
議長	それではお諮りします。議第 68 号について、適当であることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第 68 号 農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決します。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事務局	報告事項(1)、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理については、108 号から 141 号まで 34 件を受理しています。 報告事項(2)、農地法第 5 条届出書の受理については、35 号から 40 号まで 6 件を受理しています。 報告事項(3)、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理は、150 号から 159 号まで、10 件を受理しています。 報告事項(4)、農地法第 5 条の規定による許可については、24 号から 27 号の 4 件について許可を決定し、許可書を交付しています。 報告事項は以上です。
議長	次に 6 連絡事項について、事務局よりお願いします。
事務局	次回の総会(定例)について：令和 6 年 11 月 13 日(水) 次回の委員調査について：令和 6 年 11 月 8 日(金)

議 長	調査委員は、17 番鎌水豊委員、21 番小松武委員となります。 次に 7 その他について、皆さんから何かございますか。 何もないければ、これで第 17 回総会を終了します。 (閉会午後 3 時 7 分)
-----	--

以上、議事のてん末を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

